

# 「法学系」研究評価報告書

(平成13年度着手 分野別研究評価)

大阪大学法学部

大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構



## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

### 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

#### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

#### 2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価(教養教育(平成12年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)
- 分野別教育評価(法学系、教育学系、工学系)
- 分野別研究評価(法学系、教育学系、工学系)

#### 3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

### 分野別研究評価「法学系」について

#### 1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者(文部科学省)から要請のあった6大学(以下「対象組織」)を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の5項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

#### 2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと部会(後記研究水準等の判定を担当)を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記3の「意見の申立て及びその対応」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

#### 3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」の「1 対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、前記1の1)、4)及び5)の評価項目については、貢献(達成又は機能)の状況を要素ごとに記述している。また、当該項目の水準を、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献(達成又は機能)している。
- ・ おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある。

また、前記1の2)及び3)の評価項目については、学問的内容や社会的効果の評価結果を記述している。

さらに、2)の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者(関連分野の専門家)が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、3)の評価項目においても、2)と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的効果の割合を示している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

「特記事項についての所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて所見を記述している。

#### 4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名 大阪大学
- 2 学部・研究科名 法学部  
法学研究科
- 3 所在地 大阪府豊中市
- 4 学部・研究科構成  
法学部 法学科  
法学研究科 法学・政治学専攻
- 5 学生数及び教員数
 

学生数				
学部学生 1,046名				
内訳	1年	191名	2年	187名
	3年	213名	4年	455名
大学院学生 191名				
前期課程	1年	38名	2年	99名
後期課程	1年	9名	2年	12名
	3年	33名		
教員数 46名 (客員 9名)				
内訳	教授	20名	助教授	15名
	講師	5名	助手	6名
(客員)	教授	6名	助教授	3名)
- 6 特徴

昭和6年、大阪大学は6番目の帝国大学として、医学部及び理学部の2学部をもって発足した。その源は江戸時代に開設された懐徳堂と適塾にまでさかのぼることができる。第二次大戦後、商都大阪に相応しい総合大学として文科系学部の設置を求める声が高まるなか、本学部は、昭和23年9月に大阪大学法文学部(旧制)の法学科として誕生。庶民とともに生き、自由闊達で進取の気性を重んじる懐徳堂や適塾以来の伝統は、以来、本学部にも引き継がれ、今日にいたっている。

こうしたなか、本学部では、狭いアカデミズムの枠にとらわれない実学重視の気風が培われ、他大学の法学部に先駆けて、昭和60年代以降、企業の法律実務担当者による「企業法務」や「渉外法務」といった実務に即した講義科目を新設するとともに、法曹実務家による「ロイヤリング」等の科目を次々と開講。今日における産業界

や法曹界等との活発な連携事業の礎がここに形成されることになった。

また、本学部が設立当初から常に心がけてきたものに「少人数教育」がある。演習はもとより、講義についても可能な限り少ない人数で教育を行い、教員と学生が緊密に接することのできる教育環境を整備する。そのために小講座制の維持にこだわった時期すらあった。

他方、法律分野における情報処理の重要性にいち早く着目したのも本学部の特徴であり、「法情報学」の講義を全国の大学に先行する形で開講するなど、この方面における教育・研究のレベルは、他大学の追従を許さない水準に達している。

上記の事情から後れをとった大講座制の導入についても、平成11年4月の大学院重点化を契機に、その導入を実現。併せて、国立大学の法学研究科としては初めての試みとなる連携大学院方式の採用に踏み切り、企業法務及び金融法務の2分野にこれを新設した。

「社会とりわけ地域社会との連携強化を一層強力に促進し、大学外の法律専門家・研究者との学术交流を促進して新たな知的ストック・学術研究の拠点形成・構築すること」により、「社会に開かれた、卓越した教育研究拠点」の実現を目指す。それが重点化を機に本研究科が再確認した当面の目標でもあった。

平成11年度からスタートした「産学連携公開講義」を始めとする産業界等との連携強化の取組みは、本研究科に蓄積された「知」のストックを社会に還元するという点においても大きな意味を持つものであったが、かかる取組みを土台に、平成13年4月には、産業界、法曹界及び地域社会との一層の連携強化を目的として「法政実務連携センター」を本研究科の附属施設として新設。ここに、産学連携等の事業を推し進めるに当たっての組織的基盤が整備されることになった。

その結果、本研究科は連携大学院に所属する者を含め計9名の客員教員を擁することになり、実学との貴重な接点を提供するものとなっている。商都大阪に位置する大学として、実学重視の伝統をもとに産業界等との連携を一層強化するなかで、研究の更なる充実発展を図る。来るべき国立大学の法人化や法科大学院の新設に当たっても、それが我々の使命となることはいうまでもない。

## 研究目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

### 1 研究目的

わが国は、いま、経済構造改革、規制改革、行政改革、司法制度改革といった諸々の制度改革の課題に直面しており、「国のかたち」ともいうべき国家の根幹をなす法と政治に直接かかわる法学・政治学の研究も、その存在意義をもう一度問い直すことを求められている。

先進国へのキャッチアップを目指すなかで蓄積された比較政治や外国法研究等の水準は、世界のトップクラスにあるとあってよいが、それに安住していれば事足りる時代は既に過去のものとなったのである。

「地域に生き世界に伸びる」ことを目標として掲げる大阪大学の法学部・大学院法学研究科として何ができ、何をなすべきなのか。そうした観点から、平成11年4月の大学院重点化に当たり、本学部・研究科は、「特徴」においても述べたように、「社会とりわけ地域社会との連携強化を一層強力に推進」して、「新たな知的ストック・学術研究の拠点を形成・構築すること」により、「社会に開かれた、卓越した教育研究拠点」の実現を目指すことを当面の課題とすることを再確認した。

そして以来、今日に至るまで、大阪大学法学部・法学研究科は、地味ではあるが法学・政治学の研究には欠かせない基礎研究の重要性にも留意しつつ、以下の3点を重点目標として、研究活動等の向上発展に努めてきたといえることができる。

- 1) 実学重視の伝統をもとに、商都大阪に位置する法学部・法学研究科に相応しい、実務に明るく独創性に富んだ法学・政治学の研究拠点を構築する。
- 2) 柔軟かつ機動性のある研究環境（人的・物的環境）を整備するなかで、社会の変化とニーズにマッチし、国際的・学際的な視点を踏まえた法学・政治学の研究分野を開拓し、これに果敢に挑戦する。
- 3) 産業界、法曹界及び地域社会との連携をさらに強化するなかで、多様な研究活動を通して得られた法学・政治学の領域とかがかわる知的ストックを社会に対して積極的に還元していく。

### 2 研究目標

以上の重点目標（研究目的）は相互に密接に関連したものであるが、これをさらにブレイクダウンして示すとおよそ次のようになる。

- 1) 商都大阪に相応しい実務に明るく独創性に富む法学

#### ・政治学の研究拠点の構築

産業界、行政・司法等の各分野における実務家の専任・客員教員への採用促進

民間の研究機関を連携先とした連携大学院制度の導入と、客員教員制度の拡充

民間からの受託研究等、外部資金導入の促進

各分野におけるの実務家との共同研究の推進

#### 2) 柔軟かつ機動性のある研究環境の整備と、国際性・学際性に秀でた先端的な法学・政治学研究への挑戦

大講座制の導入によるフレキシブルでモビリティの高い研究環境の実現

法学研究科における研究活動のあり方を広い視野から検討するための大学院専任講座の設置

多様なバックグラウンドを持つ者の採用促進（女性や外国人、他分野の専門家の積極的採用）

任期制の導入と、公募制採用の検討

リサーチアシスタント（RA）の積極的導入

科研費の申請に対する組織的支援の強化

情報へのアクセスの迅速化と情報発信機能の強化（資料室や情報室の整備拡充）

教員への「他流試合」（政策立案能力を培うための審議会や学会・研究会等への幅広い参加）の奨励

若手教員に対する海外留学の奨励と支援強化

海外の大学との学術交流協定の締結や海外からの研究者の招聘、国際間の比較研究等の推進

#### 3) 産業界等との連携強化による研究活動の多様化と、社会への知的ストックの積極的還元

産業界との連携強化を図るための公開講義や各種シンポジウムの実施と、その成果の公刊

阪大法曹会等を通じた法曹界との研究交流の強化  
地方公共団体と連携したシンポジウムや講演会の開催（成果の公刊を含む）

産業界、法曹界及び地域社会との連携強化のための中核となる組織的基盤の確立と、これによる各界との連携事業の一層の促進

産業界や法曹界のスペシャリストの客員教員への積極的採用

法学・政治学の領域における重要資料の収集及び保管（学外者への研究支援を含む）

## 評価項目ごとの評価結果

### 1 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況や「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、その結果を「目的及び目標の実現への貢献度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻等との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策、大学共同利用機関や学部附属施設におけるサービス機能などが想定されている。

#### 目的及び目標の実現への貢献度の状況

##### 【要素1】研究体制に関する取組状況

学科・専攻の構成や教員等の配置については、総合企画法政講座、連携大学院、法政実務連携センターなどは革新的な特色ある取組であり、高く評価される。客員教員を配置し、実務家との研究交流を推進している点も、高く評価される。理論と現場の組合せは高く評価できる。

また、研究活動を活性化するための施策の検討を目的とした体制については、人事委員会の設置をはじめ、運営委員会、建築委員会、広報委員会などの内部委員会は極めて充実しており、体制として高く評価できる。

研究組織の弾力化において、大講座制の導入は人事の弾力化や大学院生のためにより取組である。

研究者の流動性を高めるための体制として、公募制の採用はなお検討中であるが、連携大学院や法政実務連携センターに中央省庁からの出向者、産業界・法曹界から客員研究員、外国人研究員を積極的に採用している点は評価できる。

研究活動を支援・活性化する視点からの男女共同参画推進等のための体制については、人事委員会を中心に、経歴や国籍にこだわらない採用人事の多様化に取り組んでいる点は、高く評価できる。しかし、女性の比率は低く、男女共同参画を進めるために、更なる改善の余地がある。

他の研究機関等との連携を促進するための体制につい

ては、法政実務連携センター、連携大学院が特に地域との連携を促進しており、特色ある取組として高く評価できる。

さらに、研究成果や研究者の研究概要を内外に発信するための体制として、邦文紀要(年6回)と欧文紀要(年1回)の発行のほか、広報委員会や研究科ホームページ、自己評価報告書などで研究成果の外部への発信は意欲的であり、高く評価できる。

##### 【要素2】研究支援体制に関する取組状況

研究支援に携わる研究者・技術者の配置については、法情報室に情報技術の専門家を配置し、電子情報の提供、ネットワークシステムの維持・管理に当たっていること、資料室に研究支援業務に特化した教員4名を配置していることは、高く評価できる。

共同研究者の意見を反映させる体制として、研究プロジェクト委員会の設置は評価できる。

施設・設備の円滑な利用体制については、資料室情報室管理運営委員会を設置し、利用体制の改善に努めていることは評価できる。

さらに、共同研究の体制については、研究プロジェクト委員会の設置により対応している。

共同研究や共同利用の成果等を内外に発信する体制として、大阪大学法学会運営委員会等による研究成果の発信体制は整っている。

##### 【要素3】諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の振興方策として、研究プロジェクト委員会の設置による振興は評価できる。

人事関係の方策として、人事委員会の設置及び教員任用手続に関する申し合わせの文書化は評価できる。

また、外部研究資金の獲得方策として、外部研究資金受入れのための産学協同問題委員会の設置は評価できる。産業界等に50周年記念基金への積極的な拠出を求めるといった積極的な働きかけは評価できる。研究プロジェクト委員会の配置・活動も優れている。

必要な研究環境の整備方策として、ネットワークシステムの構築や資料室の統合は評価できるが、共同研究施設などその充実が望まれる。

萌芽的研究を育てる方法については、先端的、萌芽的研究に関して、実務家を招聘したシンポジウムや研究集

会を積極的に開催していることは高く評価できる。さらに、産業界以外のものを加えることなども期待される。

さらに、成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策については、過去5年間に6名の若手教員の海外留学による積極的育成は評価できる。人事における研究のクオリティ重視は評価できる。

研究者相互間で研究成果や研究情報を報告または意見交換するための方策として、研究会・審議会への参加を奨励し、研究者が意欲的に社会に出る姿勢は評価でき、その実績は十分と認められる。

国際的な共同研究の実施や研究集会を開催する方策としては、国際交流委員会が設置されている。

国際協力を推進するための方策については、途上国の法整備支援事業への取組は評価できる。

さらに、地域的な課題に取り組むための共同研究の実施や研究集会を開催する方策として、産学連携公開講義や「ビジネス法務」シリーズ特別講演会の多数回にわたる開催は高く評価でき、地域的活動の旺盛さは特筆に値する。

#### 【要素4】諸機能に関する取組状況

共同研究に対するサービス機能としては、各種委員会が組織され、また、施設・設備の共同利用に対するサービス機能については、資料室と情報室による対応がなされていることは、評価できる。

#### 【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教職員、学生（特に大学院生）に対する周知の方法については、評価委員会の担当委員を通じて周知させる努力は認めるが、積極的方策の実施が期待される。

学外者に対する公表の方法として、ホームページによる公表が行われている。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

#### 特に優れた点及び改善点等

商都大阪に相応しい実務に明るく独創性に富む法学・政治学の研究拠点という研究目的及び目標に照らして、総合企画法政講座、連携大学院や法政実務連携センターというユニークな組織による実務家の招聘は高く評価さ

れる。

また、研究目標に照らして、産学連携公開講義及び産学連携シンポジウムの開催は、高く評価される。

さらに、地域社会への参加の高さ及び研究資金獲得意欲の高さは特に優れており、研究プロジェクト委員会の積極的活用が新しい時代の大学像を想像させる。

一方、研究者の任用に関して、任期制は実質的に実施しているものの十分制度化されておらず、公募制の導入も未だ検討中である。また、女性教員の採用の努力も期待される。

## 2 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に研究活動の学問的内容及び水準を判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該領域において群を抜いて高い水準にあること、「優秀」とは、当該領域において指導的あるいは先導的な水準にあること、「普通」とは、当該領域に十分貢献していること、「要努力」とは、当該領域に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

### 研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

研究活動の独創性の面で優れた研究としては、インターネットを取り込んだ法情報学、情報公開法、環境保護問題などの最先端研究で高い水準の研究がなされている。

今後の発展性の面で優れた研究としては、いくつかの領域で、今後の展開が期待される研究がなされており、高く評価できる。

また、他分野への貢献の面で優れた研究としては、現代アメリカの立法過程のミクロ・マクロ分析があげられる。なお、学際的研究へ研究重心を移している研究が多く見られる。

さらに、学問の内外の動向から見た特色としては、社会の状況・動向を踏まえた研究が多く認められ、特に、IT社会における電子取引、人工生殖問題など最先端の研究がなされており、高く評価できる。また、若干の領域では、日本の学会の動向をリードする研究もある。

なお、社会的要請の視点から見た特色としては、現代社会の要請を意識した研究が多くなされており、研究と社会の近接性が感じられ、評価できる。事前規制型社会から事後チェック型社会への日本社会の移行の中での改革に取り組んだ研究に特色が見られる。

商都大阪に相応しい実学重視と独創性に富む法学・政治学の研究拠点、柔軟性・機動性ある研究環境と国際性・学際性のある先端的研究への挑戦、産業界等との連携強化による研究活動の多様化と知的ストックの社会への還

元という研究目的及び研究目標に照らして、その実現に向けられた研究の内容と水準については、かなりの領域において、国際性ないし学際性のある先端的研究が行われており、その水準はおしなべて高い。また、実務的視点を踏まえた研究や社会的ニーズにかなった研究を行っている点で優れた特色が認められ、商都大阪に位置する大学として、その研究目的及び目標に照らして、高く評価できる。しかし、領域によっては、研究活動や研究水準にばらつきが見られ、業績の量・質について研究者の努力が期待される。

教員組織の構成、資金の規模等から見た特色については、研究プロジェクト委員会の設置により意欲的に外部資金の獲得に努めていることは高く評価できる。

しかし、教員構成の面では、国立大学であるため必ずしも自由に調整できないとはいえ、将来的に国際法領域の専任教員不足の解消が期待される。また、教員個人レベルの格差については、採用方法の改善が期待される。

### 組織全体及び領域ごとの判定結果

#### (全領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授20名、助教授15名、講師4名、助手3名、計42名)の1割弱が極めて高く、5割弱が高く、3割強が相応、若干名が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の1割弱が極めて高く、6割が高く、2割強が相応、若干名が低い。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の若干名が極めて高く、1割が高く、2割強が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の1割弱が卓越、5割弱が優秀、4割が普通、若干名が要努力。

#### (法学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授15名、助教授12名、講師2名、助手2名、計31名)の若干名が極めて高く、5割強が高く、4割弱が相応、若干名が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の1割弱が極めて高く、6割弱が高く、3割が相応、若干名が低い。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の若干名が極めて高く、若干名が高く、3割弱が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の若干名が卓越、5割強が優秀、4割強が普通、若干名が要努力。

#### (政治学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授5名、助教



授3名、講師2名、助手1名、計11名)の2割弱が極めて高く、4割弱が高く、3割弱が相応。

- ・ 研究の発展性については、構成員の1割が極めて高く、6割強が高く、1割が相応、1割が低い。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の3割弱が高く、2割弱が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の2割弱が卓越、4割弱が優秀、4割弱が普通、1割が要努力。

### 3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

ここでは、対象組織における研究の社会（社会・経済・文化）的効果について評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「極めて高い」とは、社会的に大きな効果をあげた非常に高い内容であること、「高い」とは、相当な効果をあげた内容であること、「相応」とは、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であることを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

法実務への寄与の面で優れた研究効果については、「社会への知的ストックの積極的還元」という重点目標の観点に照らして、法情報処理、情報公開、社会法学の領域、人権訴訟のあり方、判例コンメンタールへの執筆、安全保障に関する研究などで、法実務への寄与、社会への寄与を意識した研究がなされている点は評価できる。

また、政策形成への寄与の面で優れた研究効果については、社会法学領域で政策形成への寄与をなす研究が認められ、行政機関の施策に影響を与えた研究もあり、また、外交政策研究などいくつかの領域で日本の政策に影響を与えているものもある。

さらに、地域との連携・協力の推進の面で優れた研究効果については、地方自治体との連携・協力による市史等の編纂事業に係わる研究は評価できる。もっとも、地域との連携・協力の強化・拡大が期待される。

著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与の面で優れた研究効果については、憲法・刑事法学その他の領域で高い評価の著作物が認められ、情報公開や法情報処理の技術開発において法学教育への寄与が認められる。

一方、教員組織の構成、資金の規模等から見た特色としては、連携大学院・法政実務連携センターにおける客員教員の採用、実務家（裁判官）の教員採用など教員組

織の多様化を拡大したことは評価できる。

なお、特定領域（刑事法学・国際法学）の教員が少ないまたは存在しないという問題は改善が期待される。

地域性や地理的条件等から見た特色として、産学連携公開講義等を推進し、知的ストックを社会に還元している点は、評価できる。一方、研究業績の面では必ずしもそれが見られない。

組織全体及び領域ごとの判定結果

（全領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 20 名、助教授 15 名、講師 4 名、助手 3 名、計 42 名）の若干名が極めて高く、5 割弱が高く、4 割弱が相応。

（法学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 15 名、助教授 12 名、講師 2 名、助手 2 名、計 31 名）の若干名が極めて高く、5 割弱が高く、4 割強が相応。

（政治学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 5 名、助教授 3 名、講師 2 名、助手 1 名、計 11 名）の 1 割が極めて高く、4 割弱が高く、3 割弱が相応。

#### 4 諸施策及び諸機能の達成状況

ここでは、評価項目「1 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、その結果を「目的及び目標に照らした達成度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

##### 目的及び目標に照らした達成度の状況

##### 【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

プロジェクト振興方策の実施状況については、研究プロジェクト委員会の設置とその組織的取組の結果「市民生活基盤の法及び行政に関する日米欧間の比較検証」につき研究補助金を獲得したことは、高く評価できる。

また、人事関係の方策の効果として、人事委員会の教員サポート体制の検討の結果、事務補佐員の配置を制度化したことは評価できる。

さらに、外部研究資金の獲得状況については、委託研究は多くはないが、科学研究費補助金及び奨学寄附金の獲得率が高いことは努力の結果であり、評価できる。一方、研究資金の配分・運用状況についても、奨学寄附金の運用は効率的で、それによる資料室・情報室の整備・拡充は評価できる。

なお、必要な研究環境の整備状況については、資料室及び情報室の充実による必要不可欠な情報環境を作るための努力は評価できる。

また、萌芽的研究を育てる方策の効果として、研究集会やシンポジウムの活用による萌芽的研究の育成は巧妙で評価できる。

成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策の効果としては、採用人事のみならず昇任人事における配慮、若手教員海外留学の支援は評価できる。

なお、研究者相互間における研究成果や研究情報の報告又は意見交換の実施状況については、法学の特定領域の研究会の定期的開催は評価できるが、少数の領域に限定されている。また、社会に対して積極的に発言する姿勢は高く評価できる。

一方、国際的な研究集会の開催状況については、外国人研究者の講演会は評価できるが、開催数は少なく、国際的な研究・教育イベントの活発化が期待される。

なお、地域的な課題に取り組むための共同研究の実施

や研究集会の開催状況については、連携大学院及び法政実務連携センターの活動は、高く評価できる。

##### 【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

共同研究の実施状況については、研究プロジェクト委員会を中心とする研究活動は評価できるが、施設・設備の共同利用の実施状況については、共同研究室等のスペースの確保が期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

##### 特に優れた点及び改善点等

研究プロジェクト委員会や法政実務連携センターの活動は特色ある取組で優れており、外部研究資金として科学研究費補助金や奨学寄附金の獲得と運用、及び教員サポート体制も優れている。

共同研究については、大規模な共同研究の面では成果をあげていると認められ高く評価できるが、日常的な構成員相互による小規模の共同研究の推進が期待される。なお、萌芽的研究を育てる方策及び結果が出るまで長時間を要する研究を推進する方策について、さらに積極的な取組を検討することが期待される。

---

## 5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

---

ここでは、対象組織における研究活動等について、それらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、その結果を「改善システムの機能の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

### 改善システムの機能の状況

#### 【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織としての研究活動等を評価する体制としては、研究科内部と大学全体で定期的自己評価の制度があり、情報公開にも意欲的であることは評価できるが、自己評価報告書の作成間隔（3～4年毎）は長すぎるので、頻度を高めることが期待される。

また、個々の教員の研究活動を評価する体制としては、個々の教員の研究活動等の自己評価書の作成と公表は評価できるが、さらに実効性のある方策が期待される。

なお、外部者による研究活動等の評価を実施する体制としては、大阪大学法学部懇話会の設置と外部評価報告書の公表は評価できるが、今後も同様な評価活動を継続的に実施することが期待される。

さらに、研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策としては、在阪経済5団体との懇談会の設置の発想は評価できる。

#### 【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結びつけるための方策としては、評価結果の反映に関しては、部内委員会も関与することから、自己評価書や外部評価報告書の内部的フィードバック体制の充実が期待される。

また、評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結びつけるシステムの機能状況については、若手教員の昇任人事への利用という意図は評価できる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。

### 特に優れた点及び改善点等

外部有識者の参加する大阪大学法学部懇話会や在阪経済5団体との懇談会といった組織による外部評価書の作成は特色があり評価できるが、同様な評価活動の継続的な実施が期待される。

また、報告書のホームページでの公開は評価できる。

## 評価結果の概要

### 1 研究体制及び研究支援体制

商都大阪に相応しい実務に明るく独創性に富む法学・政治学の研究拠点という研究目的及び目標に即して、研究体制及び支援体制はおおむね貢献している。特に、総合企画法政講座、連携大学院、法政実務連携センターの設置と実務家の招聘、産学連携公開講義やシンポジウムの開催は高く評価される。また、研究資金獲得意欲の高さも優れており、研究プロジェクト委員会の積極的活用は新しい大学像を想像させる。

他面、教員任用については、公募制の導入はまだ検討中であり、女性教員の採用には一層の努力が期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

### 2 研究内容及び水準

商都大阪に位置する大学として、実務的視点を踏まえた研究や社会的ニーズに適った研究が行われているのは優れた特色である。なかでも、基礎法学、公法学、民法学、刑事法学、社会法学、政治学等かなりの領域において、国際的、学際的先端研究が行われており、その水準もおしなべて高い。ただ、領域によっては研究活動や研究水準にばらつきがある。

### 3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

実定法の領域でも政治学の領域でも、法実務、政策形成への寄与の面で優れた研究がなされ、また、地方自治体との連携・協力、商都大阪に相応しい実務に即した研究内容は大きな社会的効果をもたらしている。実務家の採用、法政実務連携センターの客員教員制度も研究の社会的効果に寄与するところが大きい。

### 4 諸施策及び諸機能の達成状況

研究プロジェクト委員会や法政実務連携センターの活動、外部研究資金の獲得と運用、並びに教員サポート体制も優れている。なお、共同研究においては、大規模な共同研究の面では成果をあげていると認められるが、日常的構成員相互間の小規模共同研究の推進も望まれ、また、共同研究室等のスペースの確保も必要である。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

### 5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

外部有識者の参加する懇談会などの組織による外部評価書の作成は評価できるが、その継続的な実施が期待される。また、自己評価書の作成の頻度を高めることが期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。

## 特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

### 1 対象組織の記述

平成 11 年 4 月の大学院重点化を契機として、大阪大学法学部・大学院法学研究科は、大きく生まれ変わった。まず旧来の小講座制を廃止し、大講座制を導入。かかる大講座の一つとして、大学院専担講座である「総合企画法政講座」を設置するとともに、これに研究科の全体にわたる教育研究活動の企画・立案機能を与えた。他方、重点化に併せて、本研究科では連携大学院方式を採用。連携大学院に所属する産業界出身の客員教員のサポートを得て、「産学連携公開講義」等の連携事業を従前にもまして積極的に展開した。

こうしたなか、平成 13 年 4 月には、産業界、法曹界及び地域社会との連携強化を図るための基盤的組織となる「法政実務連携センター」を新設。センターに所属する 3 名の客員教員のうち 2 名を現役の裁判官及び弁護士に充当することにより、法曹界と連携した教育研究活動の強化にも展望を開いた。その後、学内の最大部局である工学研究科との間で同研究科のかかえる法律問題の解決に関する相談支援体制を強化していくことで本研究科が合意をみたのも、法政実務連携センターの存在とそこに所属する客員教員の助力によるところが大きい。

ただ、理科系とは違い、法学研究科を含む文科系部局における研究成果の大半は、個々の所属教員の独立した研究活動を通して生み出される。そうした研究活動に対する側面支援の強化を情報室や資料室の整備拡充に力を入れることにより図ってきたことも、本研究科の特徴といえる。

このような研究体制及び研究支援体制のもとでアウトプットされた個々の教員の研究内容とその水準については、最終的には第三者による客観的な評価にまつほかはないが、その内容と水準が決して低いものではなかったことを我々は確信している。また、時代の変化とニーズに応える形で、この 5 年間に本研究科が新設した「運営委員会」や「人事委員会」、「研究プロジェクト委員会」等の諸施策が所期の「研究目的及び目標」を達成するに当たっても、ほぼ期待どおりの役割と機能を果たしたと我々は自負している。

とはいえ、来るべき国立大学の法人化と法科大学院の新設が一方でかかる研究体制等のあり方にさらなる変革を迫ることも間違いはなく、こうした変革をいかに乗り越えるかが、本研究科に課された今後のテーマとなる。

### 2 機構の所見

大学院重点化を契機とする大講座制の導入、大学院専担講座である総合企画法政講座の設置、連携大学院方式の採用、法曹界からの客員教員のサポートを得た法政実務連携センターの新設といった一連の研究体制・研究支援体制の確立は、研究目的及び目標に沿うものであり、取組として高く評価することができる。

このような体制の下での研究の方法として、教員の個人研究に加えて、特に法曹界や産業界との連携のもとでの特に研究プロジェクト委員会を中心にした共同研究、産学連携公開講義等の連携事業が行われてきたことは高く評価できる。また、個々の所属教員の独立した研究の内容と水準が決して低いものではないことは確信できる。他方、共同研究の面では、地域社会との連携も巧妙であるが、その成果が達成されてきたかについてはなおその途上にあるとはいえ、必ずしも明確ではない。また、外国研究機関や研究者との交流、さらに国際的共同研究については、今後さらにその促進のための工夫が期待される。